

平成 28 年（ワ）第 3 号 放送受信料請求事件
原告 日本放送協会
被告 宮内正厳

答 弁 書

2016 年 2 月 26 日

奈良地方裁判所 民事部
4 B 係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阪 口 徳 雄

弁護士 佐 藤 真 理

弁護士 白 井 啓 太 郎

弁護士 安 藤 昌 司

弁護士 辰 巳 創 史

弁護士 星 雄 介

第 1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第 2 変更後の請求の原因に対する認否

- 1 「1 放送法および日本放送協会放送受信規約」について
認める。
- 2 「2 放送受信契約の締結」について
原告と被告が、平成 21 年 3 月 15 日に地上の放送受信契約（本件契約）を締結したことは認め、その余は不知。
- 3 「3 放送受信料の不払い」について
被告が、放送受信料を現在支払っていないことを認める。
- 4 「4 まとめ」について
争う。

第 3 被告の主張

1 はじめに

被告は、平成 24 年 10 月 26 日以降、放送受信料の支払いを停止した。

原告日本放送協会（以下「NHK」ともいう）と被告は、平成 21 年 3 月 15 日、放送受信契約（本件契約）を締結した。放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。

原告は、放送事業者として放送法を遵守することを義務付けられており、原告が放送法を遵守することは放送受信契約の内容となっている。

しかしながら、原告は放送法 4 条に違反し、多角的な意見を踏まえて報道することをせず、政治的公平性を欠いた放送を行っている。

したがって、原告による役務提供が不完全である（不完全履行）として、被告は対価としての受信料の支払いを拒むことができる。

また、同時履行の抗弁権あるいは継続的契約における不安の抗弁権によっても、被告は受信料の支払いを拒むことができる。

被告が放送受信料の支払いを停止したのは、上記の理由に基づくものである。

2 放送受信契約の法的性質

- （1）受信料債権は、現行法上、私人間の契約に基づく債権と構成さ

れており、特殊公法的権利として立法されているわけではなく、民事訴訟手続に基づき権利を実現することを要し、滞納処分のような特別の制度は設けられていない。

(2) 放送法（以下「法」という。）64条は、受信契約のことを「その放送の受信についての契約」と表現しており、受信と受信料に対価性があることを示している。

(3) また、日本放送協会放送受信規約（以下「規約」という。）の13条2項は、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定している。

これは、「NHKがテレビジョン放送を少なくとも月のうち半分以上行わなかったことにより、放送が受信されなかった場合には、放送受信契約者は、受信料を支払う義務がない」ということを具体的に表したものであるところ、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかった場合には、受信料を徴収しないということを意味しており、NHK自身が受信と受信料の支払いに対価性があることを認めている。

(4) さらに、東京高等裁判所平成24年2月29日判決（判例時報2143号89頁）においても、「受信料とは文字どおり受信（視聴可能性）の対価であり、受信と受信料に対価性があることは明白である」と判示されている。

(5) 小括

以上より、放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約と解される。

3 放送法の遵守が放送受信契約の内容になっていること

(1) 契約内容確定の必要性

法64条1項は、受信設備設置者はNHKと放送の受信についての契約をしなければならないと定め、同条3項では、その契約条項については、総務大臣の認可を受けなければならないと定めている。同条項の総務大臣による認可を受けたものが規約である。

そして、放送受信者は、放送受信契約書において、NHKとの間で、規約を内容とする放送受信契約を締結している。

したがって、放送受信契約において、規約が契約内容となっていることは争いないが、規約に明示されていない事項は、契約当事者の意思内容を解釈することなどによって確定する必要がある。

(2) 契約の目的など当事者の意思内容の解釈

ア 契約内容の確定方法

上記のとおり、規約に明示されていない事項については解釈によって確定する必要があるところ、その際は、一般的に、契約当事者が当該契約によって達成しようとしていた社会的目的等を考慮し、これに適合するように解釈されなければならない。

そこで、本件受信契約の内容もこれらの点を考慮して確定すべきである。

イ NHK設置等の目的

(ア) NHKが法律で設置された社会的な目的は、憲法21条が保障する報道の自由と国民の知る権利を実効化するため、①放送の受信をあまねく日本全国において可能とすること、②質の面においても、豊かで、かつ、良い放送番組を放送することなどである(法15条)。また、NHKは、放送事業者(法2条26号)として、放送番組編集の準則を遵守することが求められている(法4条1項各号)。

(イ) これに対し、放送受信者が受信料を支払うことを契約内容にした経済的・社会的目的は、国、広告主等の影響を出来るだけ避けて、自立的に番組編集を行えるようにするためである。

(ウ) NHKは、上記(ア)の目的を達するために、放送番組編集の準則を遵守した「豊かで、かつ、良い放送番組」を放送し、反対に、放送受信者は、かかる放送を受信する対価として受信料を支払うという契約を締結しているのである。

ウ したがって、「法4条1項各号を遵守した放送番組を放送すること」は、当然に、放送受信契約の内容になっているというべきである。

(3) 小括

上記のとおり、法4条1項各号を遵守することは、放送受信契約の内容になっているのであるから、NHKは、単に「放送事業者」として同条項各号の遵守を求められているのではなく、個別の放送受信契約者に対しても、同条項各号を遵守した放送番組の放送を行う義務を負っているのである。

4 原告の放送法違反(平成24年ころ)

(1) 平成24年12月16日、第46回衆議院議員選挙が行われた。

この選挙は、野田首相(民主)が安倍自民党総裁との党首討論で、衆院議員定数削減法案への(安倍総裁の)賛同を条件に衆院解散を表明し、安倍総裁が同調して行われたものである。

選挙結果は、自民党が294議席(解散前119)、公明党が31議席を獲得し、自民は単独過半数、自公合わせて325議席は議

員総数の3分の2以上となった。民主党は、308議席から57議席に減らし、藤村内閣官房長官はじめ現職8閣僚が落選するという壊滅的大敗を喫した。いわゆる第3極では日本維新の会が54議席（改選前11議席）と大幅に議席を増やした。共産党、社民党などは議席を減らした。

(2) この選挙に際し、原告の放送は次のとおりであった。

ア 「二大政党」と「第3極」偏重、「政権選択の選挙」への誘導

(ア) NHK「ニュース7」「ニュースウオッチ9」では、ほぼ毎日、「二大政党」の動向の後に「第3極」の動きを伝えるというパターンが繰り返された。

「二大政党」偏重の中で、既成の少数政党はほとんど後景に追いやられてしまった。このような報道は、選択肢が「二大政党」のうちどちらか、また「二大政党」に対抗するのは維新の会などの「第3極」であるという限定された印象を作り出した。

「第3極」の維新の会は、消費税増税、原発維持、TPP参加などの政策で自民党や民主党と共通する部分があり、「二大政党」と「第3極」とは政策的に真の対立とはいえないものであり、いわば「見せかけの対立」が作り出されたとも言える。

(イ) 「政権選択選挙」という限定

選挙報道の後半、NHK「ニュースウオッチ9」などでは、この選挙に「政権選択を問う選挙」という枕言葉を必ず付けて報じた。

政権交代は有権者の大きな関心事ではあったが、投票行動にあたっては、この選択肢だけがあるわけではなく、脱原発の勢力がどれだけ伸張するか、平和憲法を守る勢力がどれだけ国会に地歩を占めるかなどの関心もあり、この選択肢の方が日本の今後にとって重大な争点であるとも言える。

「政権選択選挙」という限定は、このような重大な争点を二次的なものにする効果を生むものであった。

また、NHKはこの期間、何回かの世論調査を行い、その結果を公表したが、必ず総理大臣には野田代表と安倍総裁とどちらがふさわしいかという調査結果を紹介した。

これもまた、選挙を「二大政党」間の選択に限定していく作用を果たした。

(ウ) 政党への時間配分の不公平

「二大政党」と「第3極」偏重の報道の中で、放送中の時間配分が政党によって偏り、特に少数政党に与えられる時間が短いということが通例になっていた。解散によって、一旦は議席数が白紙になったと考え、選挙期間中はできるだけ公平に各政治勢力の主張や動き

を伝えるべきである。

イ 政策の争点と改憲問題の埋没

(ア) 取材事実を踏まえた争点の提示

政治家の動向を伝える「政局的」報道が多く、政策中心の報道が充実していたとは言い難い。争点紹介の時間が少なく、政党間の対立する主張を並べるだけという傾向が根強くあった。

取り上げた争点も、消費税増税、原発、TPPに限定されることが多く、沖縄基地問題、改憲問題がともすれば脱落した。

争点を提示して、各党の見解を聴くというとき、望ましいのは、その争点に関して放送局側の調査、取材が行われ現実に起こっている事実を明らかにした上で、政党・政治家の見解を訊くという方法であるが、NHKでこのような形の放送は見られなかった。

(イ) 憲法をめぐる争点の埋没

この選挙では、自民党が、天皇を元首とし、自衛隊を国防軍と位置づける「憲法改正草案」を掲げ、憲法改正を公約に含めて選挙戦を展開した。また、維新の会も、「自主憲法」の制定を公約とした。

このような政治勢力の台頭は、この選挙の大きな特徴であり、戦後日本のあり方を根底から変えようとするものであった。報道機関は、この争点を特別に重視しなければならなかったはずであるが、対立する政治家の発言を並列する程度の争点提示に止まっていた。

NHK「ニュースウォッチ9」は、11月27日から3日間「違いを問う」と題して、争点を整理したが、「消費税増税と経済政策」「原発政策」「対中国政策」の3つだけを掲げ、改憲問題は提示しなかった。

(3) 小括

原告は、「健全な民主主義の発達に資する」（法1条3号）ため、民主主義の最も重要な過程をなす選挙に関する放送については、特に法（放送法）を遵守することが要求される場所、上記のような原告の放送が、法4条2号、4号に違反することは明らかである。

被告は、原告のこのような放送に接し、受信料の支払いを一時停止（保留）するに至った。

5 その後も続く放送法違反

(1) 平成26年1月25日、原告代表者靱井勝人（以下「靱井会長」

または「靱井」ともいう）が原告の会長に就任し、その就任会見において「政府が右を向けという時にNHKが左を向くことができない」などと述べた。靱井の会長就任後の原告の放送法違反はさらに顕著である。

- (2) 被告は、靱井会長就任後から現在に至る原告の放送法違反について、追って詳細に主張する予定である。

6 情報開示義務の懈怠

- (1) 原告は、視聴者の受信料によって運営されている公共放送として、豊かで良い放送番組をあまねく全国に放送するとともに、事業活動や財務内容などについて、常に視聴者にきちんと説明する必要があるとして、平成13年7月から、NHK情報公開制度を開始した。

原告は、NHK情報公開制度によって、放送による言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者への説明責務を果たしていくため、視聴者の求めに応じて、原告が保有している文書の開示に取り組むとし、情報公開を進めて業務の透明性を高めていくと明言している。また、情報公開制度の運用経費の大部分は受信料によって賄われている。

したがって、受信契約の内容として、原告が、視聴者に対して適切な情報を開示する義務を負っていることは明らかである。

- (2) NHK会長任命に関する内規等の開示を拒絶したこと

ア 視聴者である被告訴訟代理人白井啓太郎（以下「訴外白井」という。）は、原告に対し、平成26年2月18日付けの開示請求書を送付し、NHK会長の任命に関する内規である「指名部会規則」や「NHK会長任命に係る内規（平成23年6月28日制定）」「NHK会長任命にかかる内規の最終改正案（平成25年10月8日改正）」等合計7件の開示を求めた。

イ ところが、原告は、同年3月24日付「文書不開示のご連絡」により、上記「指名部会規則」等7件の開示請求全てについて不開示とし、情報公開を拒絶した。

ウ これに対し、訴外白井は、原告に対し、同年4月7日付けで「再検討の求め」を送付し、上記「指名部会規則」等7件について、NHK情報公開規程16条に基づく再検討の求めを行って、再度開示するよう求めた。

原告は、再検討の求めがあった場合、原則として、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会（以下「審議委員会」という。）の意見を求めることになっている（NHK情報公開規程19条）。

エ ところが、原告は、上記再検討の求めがなされた後、平成27年12月8日付けで審議委員会に意見を求めた旨の通知をするまで、実に1年8か月にわたって放置して対応を怠った。

オ さらに、原告は、平成28年2月4日付「文書不開示のご連絡」により、結局、上記「NHK会長任命に係る内規（平成23年6月28日制定）」「NHK会長任命にかかる内規の最終改正案（平

成 25 年 10 月 8 日改正)」等計 5 件について不開示として、情報公開を拒絶した。

- (3) 上記「NHK会長任命に係る内規(平成23年6月28日制定)」
「NHK会長任命にかかる内規の最終改正案(平成25年10月8日改正)」等は、NHK会長任命に関する規則であり、開示したから
とって「NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれ」はない。

NHK会長の任命がどのような規則に則って行われ、その規則が平成25年10月8日にどのように変更されたのか等については、視聴者に開示されるべき情報であり、このような内規を不開示にすることは、会長任命に際し、不公正あるいは不適切な方法が採られたのではないかと不信感を発生・増大させるものである。

原告が、視聴者一般に対して、適切な情報を開示する義務を怠っていることは明白である。

7 支払い拒絶は正当

(1) 不完全履行

すでに述べたとおり、放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約と解され、原告は放送法を遵守した放送を提供する契約上の義務を負う。

そして、放送法に違反した原告の放送は民法上の不完全履行であり、被告は、これと対価関係に立つ受信料の支払い義務を免れる。

(2) 同時履行の抗弁(不安の抗弁)

継続的供給契約においては、相手方が契約違反すればその支払いを一時停止・保留できるのが原則である。

すなわち、私法上の継続的供給契約において、一方が契約に定めた内容の債務を履行しない場合、又はその履行しない危険性がある場合には、契約の相手方に対してその履行を求め、自らの負う債務の履行を一時保留又は停止することができる。

被告は、契約の相手方たるNHKに対し、公共放送をなすべき体制を確立し、放送法違反のおそれを払拭すること、また、適切な情報を開示することを求め、これらの履行がなされるまで、受信料の支払いを一時停止(又は保留)するものである。

8 まとめ

以上述べたとおり、原告は放送法に違反する放送をなし、現在も行い、さらに今後もその危険性を濃厚に有している。また、視聴者に対し、適切な情報を開示することも怠っている。

被告は、原告に対し、本来の公共放送の担い手としてふさわしい放

送を求めるものであるが、本件訴訟を通じ、公共放送機関において受信者がどのような地位と権利を有するか、NHKの契約者はどのような場合に受信料を一時停止（保留）できるかを解明し、憲法21条が保障する報道の自由と国民の知る権利に貢献すべきNHKの今後のあり方についても、公開の法廷で明らかにしていく予定である。

以上